

第23回熊本県本人確認情報保護審議会 議事録

1 日 時 令和7年12月17日（水） 午後1時から午後2時10分まで

2 場 所 熊本県庁 行政棟本館5階 審議会室

3 出席者 <審議会委員>

上拂会長 朝田委員 奥村委員 長瀬委員 徳永委員 前田委員 吉岡委員
<事務局>

市町村課 藤由課長 松村審議員 松田課長補佐 原主任主事 福浪主事
古嶋主事 赤山主事

4 議題等

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムの概要について

(2) 報告事項

①本人確認情報保護対策について

ア) 県の本人確認情報保護の取組み

イ) 市町村の本人確認情報保護対策に係る支援

②熊本県住民基本台帳法施行条例改正案について

③その他

5 主な審議内容

【事務局】 第23回熊本県本人確認情報保護審議会を開催する。

委員総数7名中7名が出席。熊本県住民基本台帳法施行条例第11条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立していることを報告する。

【事務局】 本日は、任期満了に伴う委員の改選後、初めての会議である。はじめに、会長の選出をお願いする。

当審議会の会長は、熊本県住民基本台帳法施行条例第10条第2項の規定により、「委員の互選により定める」とされている。

会長の選出について、推薦等はないか。

[委員から上拂委員を推薦する発言があり、各委員から賛同の意見があった。]

【事務局】 皆様に賛同いただいたので、上拂委員に会長をお願いする。

【上拂会長】 よろしくお願いする。引き続き、会長職務代理者を選出する。

会長職務代理者は、熊本県住民基本台帳法施行条例第10条第4項の規定により、会長が指名するとされており、朝田委員にお願いする。

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムの概要について

【上拂会長】 本日の会議では、事務局から住民基本台帳ネットワークシステムの利用状況のほか、県及び市町村における本人確認情報の保護対策、熊本県住民基本台帳法施行条例改正案に関する報告が予定されている。

まずは住民基本台帳ネットワークシステムの概要について、説明をお願いする。

[事務局説明：資料1及び別紙1～3]

(2) 報告事項

① 本人確認情報保護対策について

- ア) 県の本人確認情報保護の取組み
- イ) 市町村の本人確認情報保護対策に係る支援

【上拂会長】 報告事項の本人確認情報保護対策について、事務局から報告いただいた後、委員から御意見等をお願いする。

[事務局説明：資料2]

【朝田委員】 内部監査と外部監査には、どういった違いがあるか。

【事務局】 内部監査は県庁職員が行い、外部監査は委託した外部の業者が行うという点で異なる。

【朝田委員】 外部監査について、特殊な能力などの専門性は必要ないのか。

【事務局】 専門性という面では、住基ネットに精通しているというよりは、情報セキュリティーの面での知見が必要。業務委託の入札を実施するときには、情報セキュリティー関係の資格を有する者が在籍していることを条件にしている。

【朝田委員】 内部監査が情報セキュリティーの専門家ではない職員による監査で、外部監査が情報セキュリティーの専門家による監査という意味では、内部監査で気づけなかった部分を外部監査で指摘されることはあるのか。

【事務局】 例えば、令和4年度に実施した外部監査では、共有フォルダで本人確認情報が期限設定なく保管されていたという指摘があるが、近年、内部監査では、このような指摘はなく、専門性をもって確認していただいていると認識している。

【朝田委員】 昨年度指摘された事項と同じような内容の指摘が並んでいるが、外部監査で指摘された事項を周知徹底し、来年度同じような指摘がなされないようにする仕組み、方法を考えてほしい。

【奥村委員】 資料9ページ（4）の「主な改善項目」の1番目、そして、11ページの「令和7年度の実施について」の最初にも、本人確認情報管理規定を整備していないという記載があるが、何か法的な義務づけがある規定なのか。

【事務局】 J-LISから住民基本台帳ネットワークシステムに関する規定などが明示されており、その中に本人確認情報管理規定についても記載されている。法律に基づいたものかは確認して改めて回答する。

【奥村委員】 市町村の自己点検結果で満点に満たない団体が6団体あるが、例えば本人確認情報管理規定の整備を継続して行っていないという団体はあるか。

【事務局】 今回、本人確認情報管理規定の整備ができていないという結果になった市町村は、これまで規定の整備ができていなかった状況が、昨年度のセキュリティ一診断の是正事項で発覚し、今年度も改善されていなかった団体である。

【徳永委員】 3点質問がある。1点目が、本人確認のチェックに関して、生体認証という説明があったが、指紋を照合するのか。そして、セキュリティーを高くしたことで利用しづらくなつたという事例はあるのか。

2点目は、本人確認情報の利用件数が、年々増加しており、注目度も高くなっている印象を受けるが、今後の見込みをどう考えているか。

3点目は、全国で本人確認情報は利用されていると思うが、熊本県で利用される本人確認情報の特徴はあるか。

【事務局】 まず、1点目について、県の生体認証は静脈認証装置を利用している。本庁、出先機関を合わせて33台の業務端末を設置しており、個人ごとに割り振られるIDが付与されれば、どの業務端末でも利用でき、利用しづらいということはないと考えている。

2点目の本人確認情報の今後の利用件数の見込みについて、調査等は実施していないため正確なデータはないが、国では法令改正により積極的に本人確認情報を利用できる事務を追加している状況でもあるため、今後も件数としては、増加傾向にあるのではないかと考える。

3点目の熊本県の本人確認情報の利用の特徴だが、水俣病に関連した本人確認情報の利用というのが独自のものとしては大きい。詳細については、他県のデータがないため、一概に比較できない。

【吉岡委員】 県警で不正アクセスがあったという報道もあっていたかと思うが、県警との情報共有は行っているのか。また、点検結果を今後に活かすという意味で、結果のやり取りは行っているか。

【事務局】 県警との情報共有は現時点では行っていない。不正アクセスの事例などから学ぶところも多いと思うので、情報共有のあり方については、今後検討させていただく。

【前田委員】 内部監査、外部監査それぞれあるが、是正事項が同じようなものばかりとなっている。日頃から気を付けていることとは思うが、1つ1つの軽微なことが積み重なって大きなミスにつながらないようにしてほしい。

【上拂会長】 9ページの（4）で緊急時対応訓練を行っていないとあるが、これは、不正ログインのような情報セキュリティーの流出を想定した訓練か。それとも、災害のような非常時を想定した訓練か。

【事務局】 緊急時対応訓練は、外部からのウイルスや不正アクセスを想定したもの。こういう事態を想定した緊急時対応計画書を各市町村で定めているので、その計画に沿って訓練を実施している。

（2）報告事項

②熊本県住民基本台帳法施行条例改正案について

【上拂会長】 熊本県住民基本台帳法施行条例改正案について、事務局から報告いただいた後、委員から御意見等をお願いする。

[事務局説明：資料3]

（2）報告事項

③その他について

【上拂会長】 その他として、熊本県住民基本台帳法施行条例改正の今後の審議会における報告方法について、事務局から報告いただいた後、委員から御意見等をお願いする。

【事務局】 現在、住基ネットを利用できる事務を住民基本台帳法の規定に加え、熊本県住民基本台帳法施行条例で規定しており、法の改正等を踏まえて条例の改正を行っている。

これまで、本審議会において、今回のような法で定める事務と条例で定める事務が重複したことによる条例事務の削除については、報告事項として委員の皆様に事前に説明した上で、条例改正を行ってきたが、条例事務の削除は、法改正に伴う形式的なものであることから、今後は、法改正のタイミングに合わせて条例の改正も行うこととし、審議会においては、改正後の条例を報告する。

なお、県独自で条例に事務を追加する条例改正については、慎重な議論が必要なことから、引き続き諮問事項として、事前に委員の皆様に意見を伺った上で、条例改正を行う。

【上拂会長】 御質問や御意見はないか。

【事務局】 本日委員から多く意見をいただいた、各監査において繰り返し同じ内容の是正事項が指摘されている状況を改善するため、今後対応を考えて参りたい。

【上拂会長】 他に御質問や御意見はないか。なければ本日の審議会はこれで終了する。